

埼玉県私立各種学校設置認可に係る審査及び手続に関する基準

埼玉県所轄の私立各種学校（外国人児童・生徒を対象とする教育施設を除く。以下「各種学校」という。）の設置認可について、法令の規定によるほか、この基準の定めるところによる。

第1 総 則

1 設置者

各種学校の設置者は、原則として学校法人（私立学校法第64条第4項に規定する法人を含む。以下同じ。）とする。

2 名 称

各種学校の名称は、県内の既存の認可学校と同一又は紛らわしいものであってはならない。

第2 施設及び設備、編制等

1 校地・校舎等

- (1) 各種学校規程(昭和31年12月15日文部省令第31号。以下「規程」という。)第9条第2項に規定する校地（以下「校地」という。）及び校舎（以下「校舎」という。）は、原則として自己所有であるものとする。
- (2) 前項の規定に関わらず、長期にわたり安定して使用できる条件を具備し、かつ、教育に支障を生ずるおそれがないことが確実に認められる場合には、全部又は一部を借用にすることができる。
- (3) 前項の場合においては、20年以上の地上権又は賃借権を設定し、かつ、それを登記しなければならない。ただし、登記することのできない特別の事情がある場合には、公正証書による契約とすることができる。
- (4) 校地及び校舎は、原則として負担付き（担保に供されている等。以下同じ。）でないものとする。ただし、以下のアからウの条件を全て満たすときは、抵当権を設定することができる。
 - ア 各種学校の施設、設備の取得及び建設のための負債に係る担保であること。
 - イ 日本私立学校振興・共済事業団及び確実な金融機関等が行う貸付けによる担保であること。
 - ウ 前号の担保に関する適正かつ実行可能な償還計画があること。
- (5) 校舎が区分所有である場合は、下記のすべての条件を満たしていなければならない。
 - ア 当該建築物に、教育上ふさわしくない施設等が設置されていないこと。
 - イ 原則として各階ごとに専有し、学校としての独立性を確保していること。
 - ウ 災害時の避難路の確保、不審者の進入防止対策がなされるなど生徒の安全が確保されていること。
 - エ 校舎部分が、建築基準法上の学校用途になっていること。
 - オ その他教育上支障を来す恐れがないこと。
- (6) 校舎には、教室、職員室、事務室、休養室、便所及びその他学校の種類に応じた必要な施設を設けるものとする。

- (7) 校舎は、同一敷地内で取得することを原則とする。ただし、市街化区域内で、校舎が各々について互いに概ね300メートル以内であり、教育に支障なく安全に生徒の移動が可能で、同一校舎として一体的な管理が可能である場合には、同一敷地内になく互いに離れた校舎であっても、同一校舎として認める。
- (8) 教室の数は、同時に授業を行う学級数と同数を確保するものとする。
- (9) 教室の面積は、生徒1人当たり1.32㎡以上を確保するものとする。
- (10) 便所は、男子用にあつては、50人につき大便器1、小便器2以上、女子用にあつては30人につき大便器1以上を設けることとする。

2 教員

規程第8条第1項に規定する課程及び生徒数に応ずる必要な教員の数は、特殊な教科を除き生徒40人を超えるごとに1人を増加するものとし、教員の半数以上は専任とする。

3 生徒数

生徒総定員は、原則として80人以上とする。

4 資金

当該各種学校に必要な施設及び設備の整備に要する経費（以下「設置経費」という。）及びその他の経費は、「埼玉県準学校法人の寄附行為認可及び寄附行為変更認可に係る審査基準」によるものとする。

5 飲料水

各種学校において使用する飲料水の水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。

6 他法令との関係

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものでなければならない。

第3 設置認可の手続

1 設置計画概要書の提出

- (1) 各種学校を設置しようとする者(以下「設置予定者」という。)は、所定の設置計画概要書に必要書類を添付して知事に提出し、当該設置計画に対する知事の意見を聴かなければならない。
- (2) 知事は、(1)により提出された設置計画概要書等の内容を審査し、あらかじめ私立学校審議会の意見を聴いた上、その結果を設置予定者に通知するものとする。
- (3) 校舎等の施設の建設工事及び生徒募集活動は、(2)の規定による通知があった後でなければ着手してはならない。
- (4) 設置計画概要書等の提出は、原則として設置年度の前々年度の末日までに行わなければならない。

2 設置認可申請

- (1) 設置予定者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第134条第2項において準用する同法第4条第1項の規定に基づき、所定の設置認可申請書に必要書類を添付して、原則として施設が完成したときにおいて知事に提出しなければならない。
- (2) 知事は、提出された設置認可申請書等の内容について、設置計画との整合性を審査する。
- (3) 知事は、あらかじめ私立学校審議会の意見を聴いた上、適当であると認めるときは設置予定者に対し認可する旨を通知するものとする。

3 その他

- (1) 設置予定者が学校法人を設立しようとする者であるときは、私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第5項において準用する同法第30条の規定に基づく所定の寄附行為認可申請書を、前項の設置認可申請書とともに知事に提出しなければならない。
- (2) 設置予定者が埼玉県所轄の準学校法人である場合には、私立学校法第64条第5項において準用する同法第45条の規定に基づく所定の寄附行為変更認可申請書を、前項の設置認可申請書とともに知事に提出しなければならない。
- (3) 設置予定者が(2)以外の学校法人である場合には、私立学校法第45条の規定に基づく所定の寄附行為変更認可申請書を所轄庁に提出しなければならない。
- (4) その他必要な事項は、別途要領で定める。

附 則

- 1 この審査基準は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 埼玉県各種学校規程(内規)(昭和33年4月1日施行)は、平成6年9月30日をもって廃止する。
ただし、平成6年9月30日以前に各種学校の設置計画概要書が提出されたものについては、なお従前の例による。

附 則

この審査基準は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成11年2月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。